令和８年度羽幌町立羽幌中学校　校長通信

羽中だより

学びを求める羽中生　言動を律する羽中生　仲間と伸びる羽中生

令和8年１１月１７日号　（文責：校長　西山智章）

「勤労感謝の日」について、
生成ＡＩ（ChatGPT）に聞きました。

Q「勤労感謝の日」の**起源**は？

もともと11月23日は、新嘗祭（にいなめさい）という祭日でした。新嘗祭は、古くから続く収穫感謝の祭事で、天皇がその年に収穫された新しい穀物を神々に供え、天皇自身もそれを食べて、五穀豊穣に感謝する行事です。

その後、第二次世界大戦後の1948年（昭和23年）に「国民の祝日に関する法律」が制定され、11月23日は新たに「勤労感謝の日」と定められました。

つまり、勤労感謝の日は、新嘗祭の収穫への感謝という伝統を受け継いでいるのです。

Q「勤労感謝の日」の**目的**は？

定められている法律には、主に３つの意味があります。

①勤労を尊ぶ(たっとぶ)
　農業や漁業、製造業、医療、教育、サービス業など、様々な仕事や働くことの価値を認める。

②生産を祝う
　作物や製品など、人々の働きによって生み出されるものに感謝する。

③国民互いに感謝しあう
　社会は多くの人々の仕事や協力によって成り立っていることを理解し、互いに感謝する。

現代における勤労感謝の日の意義としては、単に「働いている人に感謝する日」というだけではありません。

◆食べ物を提供してくれる農業や漁業に携わる方々に感謝する。
◆暮らしを支える様々な仕事に目を向ける。
◆家族や周囲の人々の働きに感謝する。
◆自分自身の働きや役割について考える。
◆社会が多くの人々の協力で成り立っていることを再認識する。

今回は生成ＡＩに助けてもらって上記の情報を得ました。本校では、ＡＩを利用して指導の資料を作成したり、業務に取り組んだりする先生が増えています。私も創造性を要しない業務はもっぱらＡＩ（ChatGPT やGemini など）を活用して業務時短を図っています。大変便利なツールですが、課題は山積しているようで、最近はＡＩを悪用した疑いのあるサイバー攻撃が大きく話題になりました。便利になるほど「使う側のモラル」を確立させなければならないと痛感しています。

１１月２３日（祝）勤労感謝の日にちなみ「働くこと」を考える

２年生は職場体験を実施

昨年、現３年生の〇〇〇璃さんのお家が該当する農家として選定され話題になりました！お手伝いに携わった人もいて、記憶に新しい出来事でしたね。新嘗祭は勤労感謝の日と深く関わっているようです。



我が国の法律では、中学校を卒業し義務教育が修了すれば、社会に出て働くことが認められています。しかし、現代の日本では多くの子は当たり前のように高校へ進学します。ただし、こんな声も耳にします。「勉強をしたいわけではないけど、働きたくはない」。

私たち大人から見れば、少々ムシが良すぎる（甘え？）と感じられるかもしれません。しかし、これは中学卒業で社会に出ることが不安であることから、まずは高校進学をステップにしたいという気持ちからなのでしょう。

社会に出て「働く」ということは、単にお金を得るためだけではなく、自分の力で他者や社会全体の役に立つ存在になることだと考えます。これに関しては、以前、ＴＶ番組でのある芸能人の発言がとても印象深かったです。

「仕事以外に生きる価値って何があるの？って思っちゃうの…。生きてる価値ってどれだけ社会貢献できているか、どれだけ人の役に立てているかってことが、おっきいと思うのよ…。その満足度って、好きなことだけやってたって得られないじゃん。」

と、番組の企画で「仕事をせずに遊んでいたい」と訴える若者たちに言い放っていました。

本校では、すでに「なりたい職業」を夢として描いている子もいるでしょうが、多くは将来の進む道が定まっていないようです。だからこそ、義務教育のうちに『学ぶこと』を通して、広く浅く多くの知識を得たり、経験をしたりする必要があります。

今学校で学んでいる全ての活動は、将来、社会に出て誰かの役に立つための「引き出し」にもなり、「強み」にもなり得ます。

改めて「勉強する意義」と「働くことの価値」とを真剣に考え、今の中学校生活を未来のための準備期間にしてもらいたいと考えています。

先日、本校の２年生において「職場体験」を実施しました。働くことの充実感のみならず、その厳しさや大変さも味わったことでしょう（裏面参照）。各ご家庭におかれましては、「将来の大人の姿」「社会に貢献する姿」など、ぜひこの紙面を契機に、ご自身の職業観を交えつつ、お子様と一緒にお話をしてみてください。





２年生　総合的な学習の時間
職　場　体　験

【羽幌町】
東京花屋、認定こども園まき
藤幼稚園、セブンイレブン
羽幌町役場、羽幌歯科、羽幌小学校
サンセットプラザ、陽だまりの家
北留萌消防署

【留萌市】
pastel、トリミングサロントワニー
千成家、陸上自衛隊留萌駐屯地
留萌海上保安部、留萌ふれあいの家

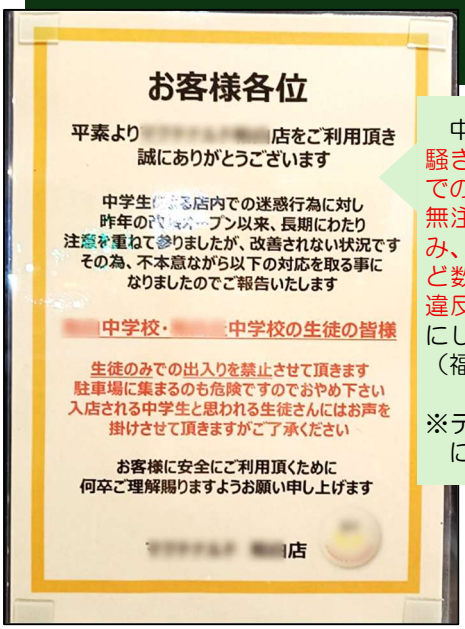
関係者の皆様のご理解とご協力に
心より感謝いたします。
ありがとうございました！





昭和・平成は「ゴメンなさい」で済んだことも、令和は警察沙汰になることがあります

常識を「令和の時代」にアップデート



お客様各位

平素より　　店をご利用頂き
誠にありがとうございます

中学生による店内での迷惑行為に対し
昨年の　　ブン以来、長期にわたり
注意を重ねて参りましたが、改善されない状況です
その為、不本意ながら以下の対応を取る事に
なりましたのでご報告いたします

　　中学校・　　中学校の生徒の皆様

生徒のみでの出入りを禁止させて頂きます
駐車場に集まるのも危険ですのでおやめ下さい
入店される中学生と思われる生徒さんにはお声を
掛けさせて頂きますがご了承ください

お客様に安全にご利用頂くために
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます

　　店

中学生による、駐車場での騒ぎやたむろ、店内での集団での居座り、大声を出す行為、無注文での座席占拠、持ち込み、食べ残しやゴミの放置など数々の繰り返されるマナー違反により、店舗が入店禁止にしたことを示す貼り紙（福岡県）

※テレビで報道され、全国的に話題になりました。

「ゴメンで済んだら警察はいらない」とよく言いますが、今の時代はまさに現実的です。かつては、単なる悪ふざけと捉え、謝罪をすれば許されたことでも、今はアッという間にＳＮＳ等で拡散され、社会的に大きな問題になったり、場合によっては警察による逮捕や補導となったりして、その子の将来を大きく左右する事態になりかねません。良くも悪くも、「悪気はなかったので…」で済む時代はすでに終わっています。まずは私たち大人の意識をアップデートさせなければならない時代になったことを認識しなければなりません。

ネットやＳＮＳでのトラブル

昭和・平成には存在せずとも、今は最も留意すべき事案です。

＜悪口や不確かな噂話の拡散＞
言葉（文字）による攻撃は名誉毀損罪や侮辱罪として刑事事件になります。

＜公共の場での悪ふざけの投稿＞
飲食店などでの迷惑行為や備品の損壊は、威力業務妨害罪として警察が介入します。

＜わいせつ画像や不適切な写真加工＞
未成年の裸や加工したわいせつ画像を友人に送信した、もしくは受け取っただけでも、児童ポルノ禁止法に抵触し、警察の捜査対象になります。そもそも同様の画像を「所持(保存)しているだけ」でも犯罪となります。

店舗や公共施設での迷惑行為

店舗には営業の自由や秩序を維持する権利があるため、来客による迷惑行為を防ぐことから一般的に入店制限は合理的な措置として認められています。

本校においては、以前、サンセットプラザの休憩室や総合体育館のロビーなどでの羽中生の大声での会話や笑い声、走り回ったりゴミを散らかしたりなどの迷惑行為があるとのことで、学校に苦情が寄せられたことがありました。

暴力行為（いじめ）

ケンカであっても暴力行為（殴る・蹴る）が発覚した場合、以前は謝罪だったり、保護者から指導をいただいたりなど、いわゆる身内で解決するという風潮がありました。しかし、現在は、校内での出来事であっても暴力は「傷害罪」として、学校から教育委員会及び警察に報告しなければなりません。

なお、教師と生徒間の暴力については、昭和や平成の時代には「熱血教師 vs 不良生徒」としてドラマなどでよく見かけました。しかし、今では、教師による生徒への暴力は「体罰」として処分の対象に、生徒からの教師への暴力には被害届を提出し、生徒が逮捕となるのが一般的です。

他にも、万引きは「窃盗罪」、飲酒や喫煙は「不良行為少年で補導」など、昭和や平成の時代に比べると、現在は法に基づいた処罰を受けたり、社会的に厳しい目で見られたりする世の中になっています。ゴミやたばこの吸い殻などのポイ捨ては「罰金」も…。私たち大人はこれらを認識しながら指導に当たらなければなりません。